2.中間貸借対照表

（単位:百万円、%）

科目 ＼ 期別	平成19年度中間会計期間末（平成19年9月30日現在） 金額	構成比	平成20年度中間会計期間末（平成20年9月30日現在） 金額	構成比	平成19年度末要約貸借対照表（平成20年3月31日現在） 金額	構成比
（資産の部）						
現金及び預貯金	162,632	0.5	290,411	0.9	177,816	0.6
コールローン	194,400	0.6	142,700	0.4	206,300	0.6
債券貸借取引支払保証金	81,883	0.2	26,285	0.1	47,273	0.1
買入金銭債権	426,382	1.3	247,624	0.8	316,767	1.0
商品有価証券	149,285	0.4	76,827	0.2	46,663	0.1
金銭の信託	31,391	0.1	23,337	0.1	25,223	0.1
有価証券	25,778,134	77.4	24,021,735	75.2	24,317,141	76.4
（うち国債）	(8,829,462)		(8,944,036)		(9,260,744)	
（うち地方債）	(458,904)		(428,611)		(452,300)	
（うち社債）	(2,764,288)		(2,487,012)		(2,831,143)	
（うち株式）	(6,307,322)		(4,741,062)		(4,939,522)	
（うち外国証券）	(6,830,787)		(6,998,529)		(6,327,686)	
貸付金	4,836,458	14.5	4,361,147	13.7	4,647,199	14.6
保険約款貸付	653,108		625,287		629,534	
一般貸付	4,183,349		3,735,860		4,017,665	
有形固定資産	1,165,777	3.5	1,237,387	3.9	1,238,793	3.9
無形固定資産	100,904	0.3	105,600	0.3	102,665	0.3
再保険貸	80	0.0	90	0.0	123	0.0
その他資産	376,967	1.1	913,853	2.9	542,986	1.7
繰延税金資産	-	-	483,261	1.5	162,392	0.5
支払承諾見返	15,832	0.0	18,630	0.1	18,835	0.1
貸倒引当金	▲ 12,330	▲ 0.0	▲ 13,143	▲ 0.0	▲ 12,321	▲ 0.0
投資損失引当金	▲ 107	▲ 0.0	-	-	▲ 3,955	▲ 0.0
資産の部合計	33,307,692	100.0	31,935,751	100.0	31,833,906	100.0

（単位:百万円、%）

科目 ＼ 期別	平成19年度中間会計期間末（平成19年9月30日現在） 金額	構成比	平成20年度中間会計期間末（平成20年9月30日現在） 金額	構成比	平成19年度末要約貸借対照表（平成20年3月31日現在） 金額	構成比
（負債の部）						
保険契約準備金	28,393,833	85.2	28,424,416	89.0	28,254,963	88.8
支払備金	166,837		157,864		156,692	
責任準備金	27,825,045		27,878,865		27,744,733	
社員配当準備金	401,950		387,686		353,538	
再保険借	376	0.0	454	0.0	546	0.0
社債	57,698	0.2	51,771	0.2	50,080	0.2
その他負債	1,072,154	3.2	1,497,581	4.7	1,093,365	3.4
未払法人税等	-	-	68,858		-	-
リース債務	-	-	201		-	-
その他の負債	-	-	1,428,522		-	-
退職給付引当金	479,038	1.4	490,773	1.5	480,475	1.5
役員退職慰労引当金	1,327	0.0	843	0.0	1,138	0.0
時効保険金等払戻引当金	800	0.0	885	0.0	1,000	0.0
価格変動準備金	214,453	0.6	228,453	0.7	221,453	0.7
繰延税金負債	431,261	1.3	-	-	-	-
再評価に係る繰延税金負債	126,559	0.4	125,646	0.4	126,001	0.4
支払承諾	15,832	0.0	18,630	0.1	18,835	0.1
負債の部合計	30,793,336	92.5	30,839,456	96.6	30,247,859	95.0
（純資産の部）						
基金	120,000	0.4	120,000	0.4	120,000	0.4
基金償却積立金	300,000	0.9	300,000	0.9	300,000	0.9
再評価積立金	248	0.0	248	0.0	248	0.0
剰余金	200,413	0.6	249,558	0.8	269,913	0.8
損失てん補準備金	5,100		5,400		5,100	
その他剰余金	195,313		244,158		264,813	
基金償却準備金	42,600		81,300		42,600	
危険準備積立金	43,139		43,139		43,139	
価格変動積立金	20,000		30,000		20,000	
社会公共事業助成資金	9		1,509		9	
保健文化賞資金	10		24		4	
緑のデザイン賞資金	50		50		6	
不動産圧縮積立金	15,635		15,961		15,635	
別途積立金	100		100		100	
中間未処分剰余金	73,769		72,073		* 143,318	
基金等合計	620,662	1.9	669,807	2.1	690,162	2.2
その他有価証券評価差額金	1,954,211	5.9	488,589	1.5	957,385	3.0
土地再評価差額金	▲ 60,517	▲ 0.2	▲ 62,101	▲ 0.2	▲ 61,500	▲ 0.2
評価・換算差額等合計	1,893,694	5.7	426,487	1.3	895,884	2.8
純資産の部合計	2,514,356	7.5	1,096,295	3.4	1,586,046	5.0
負債及び純資産の部合計	33,307,692	100.0	31,935,751	100.0	31,833,906	100.0

* 平成19年度末要約貸借対照表の中間未処分剰余金は、当期未処分剰余金を示しています。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

平成２０年度中間会計期間末
1　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。 2　有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第２１号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式および関連会社株式（保険業法第２条第１２項に規定する子会社および保険業法施行令第２条の３第２項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式ならびに保険業法施行令第２条の３第３項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間会計期間末日の市場価格等（国内株式は中間会計期間末前１カ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 3　商品有価証券の評価は、移動平均法による時価法によっております。 4　残存年数１０年以下の個人保険・個人年金保険、残存年数１０年超４０年以下の個人保険・個人年金保険、財形保険・財形年金保険、拠出型企業年金保険（ただし一部保険種類を除く）の小区分に対応した円貨建債券のうち、デュレーション・コントロールを目的として保有するものについて「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第２１号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。 責任準備金対応債券の当中間会計期間末における中間貸借対照表計上額は、５，１５９，４１３百万円、時価は５，２８６，９５５百万円であります。 5　デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。 6　土地の再評価に関する法律（平成１０年３月３１日公布法律第３４号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 ・再評価を行った年月日　平成１３年３月３１日 ・同法律第３条第３項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成１０年３月３１日公布政令第１１９号）第２条第１号に定める公示価格および第２条第４号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。 7　有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は、次の方法により年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、有形固定資産（土地、建物およびリース資産を除く）のうち、取得価額が１０万円以上２０万円未満のものについては、３年間で均等償却を行っております。 (1)建物（建物附属設備、構築物は除く） ①平成１９年３月３１日以前に取得したもの 旧定額法によっております。

(2)建物以外

①平成１９年3月３１日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

②平成１９年４月１日以降に取得したもの

定率法によっております。

また、平成１９年3月３１日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、償却到達年度の翌事業年度より残存簿価を５年間で均等償却しております。

有形固定資産の減価償却累計額は、６１４，９４３百万円であります。

8　外貨建資産および負債（子会社株式および関連会社株式は除く）は、中間会計期間末日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式および関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。

9　貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保ならびに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保ならびに保証等による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等を債権額等に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保ならびに保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は４，５３５百万円であります。

１０　平成１２年８月に実施した住宅ローンの証券化等（当中間会計期間末の原債権残高６７，８８６百万円）に伴い、当社が保有する受益権（２５，６７４百万円）については、貸付金として中間貸借対照表に表示しております。なお、貸倒引当金については、現存する原債権残高の総額を対象として算定しております。

１１　退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成１０年６月１６日企業会計審議会）に従い、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

１２　役員退職慰労引当金は、役員退任慰労金の支給に備えるため、第１０５回定時総代会で決議された役員退任慰労金の打ち切り支給額のうち、将来の支給見込額を計上しております。

１３　時効保険金等払戻引当金は、時効処理を行った保険金等について契約者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引き当てております。

１４　価格変動準備金は、保険業法第１１５条の規定に基づき、年間所要相当額を期間按分した額を計上しております。

１５　ヘッジ会計の方法は「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第１０号　平成２０年３月１０日）に従い、主に、貸付金の一部および公社債の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理および繰延ヘッジ、外貨建貸付金、外貨建定期預金については為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップ、為替予約による振当処理、また外貨建債券の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして通貨オプション、為替予約による時価ヘッジを行っております。

なお、ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動または時価変動を比較する比率分析によっております。

１６　消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税のうち、法人税法施行令に定める繰延消費税については、その他資産に計上し５年間で均等償却し、繰延消費税以外のものについては、当中間会計期間に費用処理しております。

１７　責任準備金は、保険業法第１１６条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

(1)標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成８年大蔵省告示第４８号）

(2)標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式

なお、前事業年度より、平成８年３月以前加入の終身保険のうち、保険料払込満了後契約（一時払契約を含む）を対象に、保険業法施行規則第６９条第５項の規定により責任準備金を追加して積み立てることとし、既に保険料払込満了後となっている契約（一時払契約を含む）については、５年間にわたり段階的に積み立てることとしております。これにより、当中間会計期間に積み立てた額は、７０，２６１百万円であります。

１８　無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法は定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間(５年)に基づく定額法により行っております。

１９　当中間会計期間に係る法人税及び住民税および法人税等調整額は、当事業年度において予定している剰余金処分による不動産圧縮積立金、不動産圧縮特別勘定積立金、社員配当準備金、基金利息の積立および取崩しを前提として、金額を計算しております。

２０　「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第１３号　平成１９年３月３０日）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第１６号　平成１９年３月３０日）を当中間会計期間から適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引（少額リース取引を除く）については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、リース資産として計上しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法を採用しており、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の

賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べ、リース資産が有形固定資産に２０１百万円計上されており、リース債務がその他負債に２０１百万円計上されております。なお、経常利益および税引前中間純剰余への影響はありません。

２１　従来、営業用不動産および動産に係る固定資産税および都市計画税は、賦課決定日に賦課決定額全額を費用処理しておりましたが、当事業年度から四半期開示が求められることを機に、より適正な期間損益計算を行うため、当中間会計期間に対応する金額を計上しております。この結果、従来の方法によった場合と比べ、その他経常費用は１，６７６百万円減少し、経常利益および税引前中間純剰余は１，６７６百万円増加しております。

２２　保険業法施行規則別紙様式が改正（内閣府令第５５号　平成２０年９月１９日）されたことにより、以下のとおり表示方法を変更しております。

(1)前中間会計期間において、「その他負債」に含めていた「未払法人税等」は、当中間会計期間において、「その他負債」の内訳として区分掲記しております。

(2)当中間会計期間において、「その他負債」の内訳として「その他の負債」を「その他負債」から「未払法人税等」、「リース債務」を差し引いた残額として、区分掲記しております。

２３　貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、３カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、３２，５９８百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は５，６３９百万円、延滞債権額は２３，７１４百万円、３カ月以上延滞債権額は１，６８９百万円、貸付条件緩和債権額は１，５５５百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和４０年政令第９７号）第９６条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由または同項第４号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

３カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および３カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

９にあげた取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は１，１２２百万円、延滞債権額は３，４１２百万円それぞれ減少しております。

２４　保険業法第１１８条第１項に規定する特別勘定の資産の額は、１，４１７，８２３百万円であります。なお、負債の額も同額であります。

２５　中間貸借対照表に計上したリース資産の他、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機があります。また、リース契約により使用している重要な無形固定資産はありません。

２６　社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前事業年度末残高	３５３，５３８百万円

前事業年度剰余金よりの繰入額	８９，２２７百万円
当中間会計期間社員配当金支払額	６０，６０３百万円
利息による増加等	５，５２３百万円
当中間会計期間末残高	３８７，６８６百万円

２７　貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、１３，９６７百万円であります。

２８　その他の負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金１３０，０００百万円が含まれております。

２９　負債の部の社債５１，７７１百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された外貨建劣後特約付社債（外貨額４９９百万米ドル）であります。

３０　保険業法第２５９条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当中間会計期間末における当社の今後の負担見積額は、６１，８２４百万円であります。なお、当該負担金は拠出した中間会計期間の事業費として処理しております。

３１　子会社等の株式等は、１２４，３０３百万円であります。

３２　担保に供している資産の額は有価証券６２７，４８７百万円、預貯金８６百万円であります。また、担保付き債務の額は６１５，４９６百万円であります。なお、上記には、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券６００，４９６百万円および受入担保金６１５，４６７百万円をそれぞれ含んでいます。

３３　消費貸借契約により貸し付けている有価証券の中間貸借対照表価額は、６６９，１３７百万円であります。

３４　売却または担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当中間会計期間末に当該処分を行わずに所有しているものの時価は５，４５３百万円であり、担保に差し入れているものはありません。

３５　保険業法施行規則第７３条第３項において準用する同規則第７１条第１項に規定する再保険に付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額はありません。また、同規則第７１条第１項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は０百万円であります。